

# 江戸における町火消成立期の火災被害に関する研究

平成 25 年度  
(2013)

東京理科大学 工学部第二部 建築学科

辻本研究室

宮本 房枝

資料 3 東京市史稿産業篇第十一の抜粋

防火方法復申

町火消設置

## 目次

第1章	序論 .....	2
1.1.	研究の背景と目的.....	2
1.2.	研究方法 .....	3
第2章	江戸の火災被害 .....	4
2.1.	江戸の火災被害の概要 .....	4
第3章	江戸の概要 .....	5
3.1.	時代背景 .....	5
3.2.	人口.....	6
3.3.	面積.....	7
第4章	町火消の成立 .....	9
4.1.	成立経緯 .....	9
4.1.1.	大名 .....	11
4.1.2.	幕府.....	12
4.1.3.	町人.....	13
4.2.	守備範囲 .....	14
第5章	1720年前後50年間（1695年～1745年）の火災被害 .....	15
5.1.	町火消成立前後の火災被害の年推移 .....	15
5.2.	住区別出火件数割合 .....	16
5.3.	火災発生月.....	17
5.4.	火災発生時刻 .....	18
第6章	まとめ.....	19
参考文献.....		20
謝辞.....		21
資料1	火消関連の年表	
資料2	江戸火災事例一覧	
資料3	東京市史稿産業篇第十一抜粋	

## 第 1 章 序論

### 1.1. 研究の背景と目的

江戸の火災について、山川健次郎が日本で最初に取り上げた火災科学に関する論文「東京府下火災録」<sup>1)</sup>では、江戸時代には大火が多発したと記載されている。1700 年代前半は大火が多かった時代の一つであり、かつこの時期に江戸で、町火消が成立した。本研究は、記録されている全ての火災の記載がある「江戸災害年表」<sup>2)</sup>を用いて町火消成立前後 1695 年（元禄 8 年）～1745 年（延享 2 年）の 50 年間の火災被害を整理することで町火消の成立の効果を確認することを目的とする。

なお、町火消の成立は 1720 年（享保 5 年）の「いろは組の結成」とする。

## 1.2. 研究方法

本研究は文献調査として表-1の資料を利用した。

池上彰彦氏の「江戸火消制度の成立と展開」より年月日、内容を取りあげ「火災に関する制度等」の年表形式にまとめた。

吉原健一郎氏の「江戸災害年表」より年日時、時間、出火場所などを取り上げて、データ化してまとめた。グラフを作成して考察を行った。

各史料の旧暦の日付は、新暦に変換した。

表-1 江戸の火災被害に関する研究の調査文献一覧

文献番号	文献名	著者名・編集	出版社	出版年
1	東京府下火災録	山川健次郎	東京大学	1881年
2	東京市史稿変災篇第4・5(火災篇)	東京市	東京市	1917年
3	東京災害史	畑市次郎	都政通信社	1952年
4	日本の火災史と外国火災史	日本消防新聞社	原書房	1977年
5	江戸災害年表(江戸町人の研究第5巻)	吉原健一郎	吉川弘文館	1978年
6	江戸火消制度の成立と展開(江戸町人の研究第5巻)	池上彰彦	吉川弘文館	1978年
7	江戸東京の火災被害に関する研究	西田幸夫	—	2004年

## 第2章 江戸の火災被害

### 2.1. 江戸の火災被害の概要

江戸時代、1603年（慶長8年）から1868年（慶応4年）の266年間を通じた江戸の火災被害を以下にまとめる。

「江戸災害年表」では、火災総数 2019 件となっている。「東京府下火災録」は出火場所と鎮火場所を直線で結んだ焼失直距離 15 町(1.6km)以上の火災、89 件が記載されている。「江戸の火災被害に関する研究」<sup>3)</sup>は、焼失規模が小さい火災は記録されていない可能性を考慮し、焼失面積 500 坪(1653 m<sup>2</sup>)以上の火災、457 件を取り上げている。

この3つの文献より江戸時代 266 年間における江戸の火災件数の年推移を図-1 に示す。「江戸災害年表」、「500 坪以上の火災」では江戸時代後期は火災件数が増える傾向がある。これは引用している資料の数が増すことにより件数が増えている。「焼失直距離 1.6 km 以上の火災」は 1720 年前後で火災件数が多い。

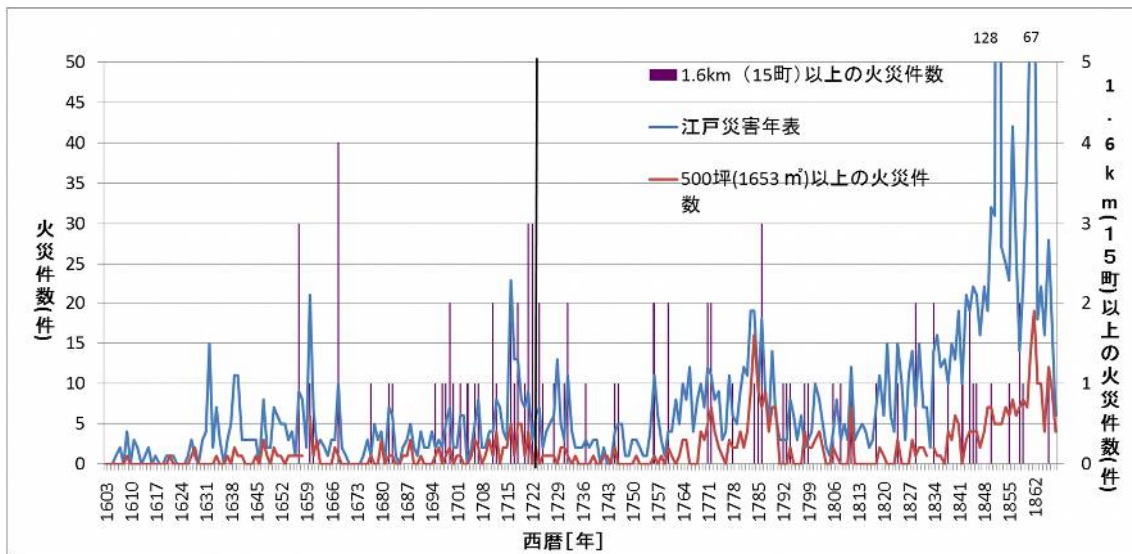


図-1 江戸の火災件数の年推移

## 第3章 江戸の概要

### 3.1. 時代背景

江戸幕府開府から約100年間の平和で人々の生活が豊かになり、華やかな元禄文化が開いた。しかし徳川將軍を中心とする幕藩体制がぐらつき始めたのもこのころである。

全国の豊かな農産物や木綿、さらには伏見（京都府）や灘（兵庫県）の清酒といった様々な特産品が、次第に江戸をはじめとする大きな町に集まるようになる。それにつれて、大阪や江戸などの城下町をはじめ、全国各地で港町、宿場町、門前町などが発達し、町で商いをする町人が活躍するようになった。なかには大成功し、武士より豊かな暮らしをする者も増えていった。

17世紀中頃をすぎると、両替商というお金を貸したり、預かたりする商いが発達する。江戸の三井、大阪の鴻池といった両替商や大商人は、幕府や藩を脅かすほどの経済力を持ち始めた。同時期に、全国の鉱山からとれる金・銀の量がしだいに少なくなった。しかし將軍や大名たちは、立派な神社仏閣を建立したり、派手な暮らしをしたり散財を続け、幕府や藩の蓄えは少なくなっていった。

幕府の財政が苦しいにもかかわらず、五代將軍・綱吉は東大寺大仏殿（奈良県）や寛永寺（東京都）の建て直し、法隆寺（奈良県）の修理などを熱心に行い、江戸の目白に護国寺、神田に護持院を建てた。こうして17世紀の終わりころには、幕府の財政はますます苦しくなっていた<sup>14)</sup>。また江戸時代前期以来の社会秩序や地域秩序は動揺し、疫病の流行や災害の続発が、社会不安を増大させていた。

こうした事態に対応すべき幕府は、六代將軍家宣の時代以後、將軍権力が弱体化し、古い家柄をほこる譜代派と、個人の能力によって台頭してきた新参派との対立によって、政治は一種の停滞状況に陥っていた。幕府財政もまた、五代將軍綱吉の時代以後、悪化の一端をたどり、幕臣（軍事・行政官僚）の棒録（給料）遅配となり、旗本の削減が話題にのぼるまでになっていた。そして財政の悪化はまた、国家機能・公共機能の低下の原因となっていた。

八代將軍・徳川吉宗は、この状態を改めようと享保の改革に取り組んだ。江戸の町は無計画に拡大していき、江戸と周辺の農村との境が不明確になり、奉行の対応、都市政策が大きく遅れていたことが指摘されている。この状況に対して、吉宗は、1717年（享保2年）2月、大岡忠相を町奉行に任命し江戸の改造と都市政策の実施をはじめた<sup>15)</sup>。

### 3.2. 人口

江戸の人口は諸説があるが、1657年（明暦3年）ごろ町人が推定約28万人とされ、1693年（元禄6年）には町人は353,588人の記録がある。

1721年（享保6年）以降の幕府が調査した江戸の町人人口は、1721年の町奉行管轄の人口は501,394人となり、その後50万人前後を推移している。人口調査は町奉行支配、寺社奉行支配の部分の人口になっている。

武家人口は、各藩の統治によるため調査は行われていないが、関山直太郎の分析では約50万人と推計されている<sup>4)</sup>。

関山直太郎の分析は彼の著書「近世日本の人口構造」吉川弘文館、1958年にまとめられている。

内容は近世の人口問題の専門家である著者が、宗門人別帳の分析などを通して、近世日本の人口構造を詳細に検討。人口調査の制度や都市と農村の調査方法と人口状態についても詳述する。いまなお引用されることの多い労作。



### 3.3. 面積

武家地・寺社地・町人地の三住区を合わせて御府内と称せられた江戸の市域が形成されていたが、その範囲はどの程度のものだったのか。幕藩体制ではその支配機構を「士・農・工・商」の階級区分によっていたから、江戸一帯は武家地・寺社地・町人地の三住区とそれに百姓地が錯綜して、現在のように単一的な行政区を規定することはできない。町奉行の支配範囲だけは明確になるが、江戸の大半を占める武家地は諸大名に与えられて租界地的特別区になっていた、寺社地は寺社奉行の管轄が全国にわたっている、江戸としての行政区域を明確にすることは不可能に近い<sup>13)</sup>。

武家地とは大名・旗本・御家人ら武家の住宅で占められている地域のことである。大名の多くは上屋敷・中屋敷・下屋敷などの藩邸を江戸に数ヶ所所持しており、これらの大名屋敷は武家地総面積の約半分を占めていた。各屋敷の有する機能は各藩によって違いがあるが、一般に上屋敷は藩主の住居及び政務を行う役所、中屋敷は藩主の妻子の住居、下屋敷は別荘という性格であったと考えられる。一方、居屋敷と称される住宅を有していた旗本も、上級になると下屋敷を与えられている。大名屋敷、旗本屋敷ともに石高による面積の基準が定められていたが、実際は必ずしも規定通りにいかなかったようである。これらの武家地は、江戸において約七割の面積を占めていたといわれる。幕末期は 260 家の大名、9,027 家の幕臣の家、さらに 274 か所の与力同心の組屋敷が存在した。原則として、武家地は売買することや、そこに町人を居させたり、商売することが禁じられている。

町人身分が居住する屋敷空間。町（ちょう）と呼ぶ共同体によって構成された。江戸には 18 世紀頃までに約 1670 の町が存在した。町（ちょう）は町屋敷によって構成されている。町屋敷は、商人の店舗や手工業生産の作業場、あるいは都市住民の居住空間として用益されていた。町屋式は近世初期から、町屋式は売買自由な土地であった。江戸の町は、大きく江戸城の西に広がる山の手の武家地と、東の隅田川をはじめとする数々の河川・堀に面した町人地に分けられる。

武家地と町人地はだいたい 7 対 3。武士と庶民の比率は反対に 3 対 7 となり、町人は狭いところで汲々として生きていた。

1869 年（明治 2 年）のデータによると、江戸城・道路・広場・河川などを除く江戸の都市空間は、武家地が 1169.3 万坪（68.6%）、寺社地 226.2 万坪（15.6%）、町地 269.6 万坪（15.6%）である。さらに町地の 20%は武士が所有している。は町人地、武家地かは次のように判断した。町人地は〇〇町のように町名と町で表示される。武家地は、〇〇邸のように武士などの人の名と邸で表示される。

江戸時代は、江戸の地図が絵画的に書かれているものも多く面積は把握していない。1869 年（明治 2 年）に面積調査は、江戸府内で行われた<sup>13)</sup>。ここに江戸時代のその面積を表 2 に示す。江戸時代の江戸と現在の東京は面積が大きく違う、武家地と寺社地の比較をす

るために面積の把握をした。

**表－ 2 江戸住区別面積表（1869年 明治2年調査）**

住区の種類	武家地	寺社地	町人地	計
面積 (k m <sup>2</sup> )	38.7	8.8	8.9	56.4
比率 (%)	68.6	15.6	15.8	100.0

## 第4章 町火消の成立

江戸では武家と町人の火消が存在しており、それぞれの火消の成立の経緯を以下に示す。

### 4.1. 成立経緯

江戸時代の火消に関連する制度等を徳川家康が江戸に入府した1590年から江戸時代終りの1868年までを年表形式にまとめたものを資料1に示す。

#### 資料1の説明

資料中の黄色で塗られている所は火消制度の流れの中での重要な事柄、制度の確立などの転機と考えられる部分である。

1616年、1619年、1622年、1625年、1632年の“と同様の制法<sup>1</sup>が出される“という表示は1613年の”市中の火災に武家奉公人が駆け付けることを禁じている“という一条がその後5回に渡って出されたということである。

各事柄の中で重要なところに下線を引いた。

明暦の大火の翌年1658年に幕府直轄の定火消が創設された。当初、寄合4名が任命された。その後、徐々に増えて、1695年(元禄8年)には定火消、15隊の最盛期となる。

しかし元禄が終わると次第に幕府の財政難となり1704年には10隊に減少した。その減少分を、八王子千人同心<sup>2</sup>に肩代わりさせたが、1708年に同心の江戸防火勤務が解除された。

全国の農産物や木綿、伏見(京都府)や灘(兵庫県)の清酒など様々な特産品が江戸をはじめ大きな町へ集まるようになる。それに伴い、大阪や江戸などの城下町をはじめ、全国各地で港町、宿場町、門前町などが発達するようになった。なかには金設けで成功し武士よりも豊かな暮らしをする町人も増えた。17世紀中ごろをすぎると、お金の貸す預かる両替商という商いが発達した。江戸の三井、大阪の鴻池といった両替商や大商人は、幕府や藩を脅かすほどの経済力を持ちはじめた。

1717年に大岡忠相(ただすけ)が町奉行に就任し、町火消の創設を町名主に諮問し、翌年1718年町人地の消火に町火消の制が申し渡らせた。

1720年に町火消組合の編成を命じたのが、「いろは組合」の始まり。1722年、町火消の出動範囲は武家屋敷に拡大した。

1730年に、いろは47組を1～10番までの大組に分け、1町を30人から15人に半減した。

---

<sup>1</sup> 制法 制定された法規。おきて。

<sup>2</sup> 八王子千人同心 江戸幕府の職名の一つ。武田氏の遺臣や浪人などが槍奉書の支配に属して八王子に在住し、甲州口を警護し、また交替で日光社参・江戸火消役を務めた者。同心100人をもって1組とし、10組あったからいう。八王子千人組、八王子千人本槍衆ともいう。

1747年に、江戸城二の丸炎上において北町奉行より町火消しに出動が命じられ、町火消への信頼が高まっていった。幕府直轄の定火消は形骸化していき、幕府の困窮と共に減少していった。

#### 4.1.1. 大名

大名火消には奉書火消<sup>3</sup>、方角火消<sup>4</sup>、所々火消<sup>5</sup>があった。

大名火消は義務的なもので、必要な経費は命じられた大名自身の負担で賄った。大名が課役<sup>6</sup>として江戸の藩邸から出した火消。課役とは、大名火消は1629年（寛永6年）5月、十数名の大名を出動させる火の番を前身として、1643年（寛永20年）9月27日制度化された。幕府は六万石以下の大名から十六家を選び、4組（隊）に編成して新たな火消役を設けた。奉書火消を制度化したものであり、この火消役は選ばれた大名自らが指揮を取った。

1万石につき30人ずつの定員420人を1組とし、1組は10日交代で消火活動を担当した。火が発生すると火元に近い大名が出動した。

---

<sup>3</sup> 上意を奉じて侍臣・右筆らが下す命令の文書をもって活動する火消。

<sup>4</sup> 担当区域に火が発生すると駆け付けて消火にあたった。元禄年間にかけて東西南北の4組に改編され、方角火消と呼ばれるようになった。

<sup>5</sup> 江戸城内の火消役。元禄年間にかけて増加し、江戸城各所をはじめ、寛永寺・増上寺等の寺社、両国橋・永代橋などの橋梁、本所御米蔵などの蔵を担当した。

<sup>6</sup> 中世・近世では年貢や夫役など租税一般を意味する。

#### 4.1.2. 幕府

幕府としての火消を定火消という。定火消は1658年（万治元年）にはじまる幕府直轄の火消。明暦の大火の翌年、体制として1隊につき与力6名・同心30名に臥煙（がえん）と呼ばれる専門の火消人足を雇う費用として300人扶持を与えられた。臥煙とは江戸時代の火消人足、とびのもの。江戸城の見付の警固に当たった奴。江戸市中の消防と非常警備を行った。

当初の1658年、4組をおき、1695年（元禄8年）には15組に当初の火消屋敷は御茶ノ水・麴町半蔵門外・飯田町・市谷佐内坂に設けられた。すべて江戸城の北西に配置された。しかし1704年（宝永元年）に10組に減少し、十人火消と呼ばれるようになった。その後徐々に減少して1807年（慶応3年）には1組を残すこととなる。定火消の設置を表-3に示す。

表-3 定火消の設置

設置年	増減	火消屋敷の設置場所	定火消数
1658年（万治元年）	新設	御茶ノ水、麴町半蔵門外、飯田町、市谷佐内坂	4
1659年（万治2年）	増設	鼠穴、駿河台	6
1660年（万治3年）	増設	八重洲河岸、代官町	8
1662年（寛文2年）	増設	駿河台のさいかち坂上、小石川伝通院前	10
1695年（元禄8年）	増設	神楽坂上、赤坂内外、赤坂溜池上、幸橋外、浜町	15
1704年（宝永元年）	減少		10
1855年（安政2年）	減少		8
1866年（慶応2年）	減少		4
1867年（慶応3年）	減少		1

#### 4.1.3. 町人

8代将軍徳川吉宗の時代に始まる町方の火消。起源は、明暦の大火の翌年1658年（万治元年）に町人地23町が、各町約10人の人足を用意し消火にあたる組織を作ったことに始まる。1718年（享保3年）町奉行、大岡忠相は町名主の意見を取り入れて町火消設置令を出す。これは幕府の火災対策の一つとして、火消に町人を積極的に利用する方針を打ち出した。町火消の制である。従来は武家火消が到着すれば町方の火消は屋根から降りて消し口を譲ることになっていたが、町人にそのまま消火させることとなる。同日、定火消に発し、町方の火消の消火活動を妨げぬよう命じた。大名火消及びその周辺は各自火消、町地は町火消という自衛消防体制は一応整った。1720年（享保5年）、地域割りを見直し約20町を1組とする「いろは組」（定員10,642人）を設け、町火消組合の再編成を行った。

以下に、山本純美「江戸の火事と火消」を引用してまとめた。

1718年（享保3年）9月、江戸の町奉行から町名主に対して防火の策についての諮問があった。これは、町奉行が一方向的に命令するよりも、答申を得た後に自主的な協力をさせた方が、費用が絡んでいるので、やり易いと考えた措置である。町奉行が町名主に諮問した内容について、東京市史稿産業篇第十一を調べた。176頁に、1718年（享保3年）9月、町奉行より江戸市街の防火方法を名主への諮問に対し、是日復申すは記載されていた。しかし町奉行が諮問した内容は記載されていなかった。東京市史稿の抜粋、防火方法復申、町火消設置を資料3に添付した。

名主たちの上申書によると、すでに町では火の用心のために、家主も含めて順番で数人ずつ自身番に勤めていたとあげている。自身番は町々の角にあるもので、現在の駐在所のような役割を果たしていた。夜中も見廻りがあった。その年10月1日からは、夜の通行人は町の辻番人が拍子木を打って次の通過地へ送りしせるようにしている。これは放火が多かったことに対する策である。

町名主たちからの諮問に対する答申は、町火消の組合を作ることが最も良いと一致していた。1718年（享保3年）10月18日、各町名主に町火消設置令が出された。ただし実際の発足は正確には分からないが、同年の12月4日に、江戸の町を区分けした火消組合ができており、地図上の地域割りがはっきりしている。

享保3年の編成においては、共同防火が原則であった。出火地点の風下側の家を人海戦術で迅速に撤去することであった、そのために人員を集中させる点におかれた。そのため、出火の時は風上の町が2町、左右の町が2町ずつで合計6町に動員義務を課し、各町30人ずつの鷹をすぐ出させることとした。

#### 4.2. 守備範囲

各火消の守備範囲を表-4に示す。定火消は、原則的には江戸城と周辺武家地に限られていたが、大火の際には町人地へ出動することもあった。町火消は、町人が町人地の消火にあたったが、守備範囲は拡大されていった。

**表-4 火消の守備範囲**

火消種類	制度化	守備範囲
大名火消（だいみょうひけし）	1643年	自身の屋敷、江戸城、関連重要施設
定火消（じょうびけし）	1658年	江戸城、関連重要施設
町火消（まちびけし）	1720年	町人地
	1722年	町人地、武家屋敷
	1747年	町人地、武家屋敷、江戸城と関連重要施設



## 第5章 1720年前後50年間（1695年～1745年）の火災被害

### 5.1. 町火消成立前後の火災被害の年推移

図-2は「江戸災害年表」を基に1720年前後の各25年、50年間の出火件数を全体及び住区別で表したものである。これは資料2の江戸火災事例一覧に示した。江戸火災年表の1695年から1745年までの全ての火災の日時、出火場所、住区など必要なデータを抽出して一覧にまとめた。総数は227件、1年平均でみると4.5件になる。しかし町火消成立前の4年間（1716～1719年）は特に多く1年間に10～15件を記録している。総出火件数は町火消成立前に比べ成立後は減少した。町人地の出火件数は武家地など他の場所より比較的多いが、1731年と1733年～1736年は町人地の出火件数の方が多くなっている。1734年～1736年の3年間、武家地で火災はあったが、町人地の火災は0件だった。

その場所が町人地、武家地かは次のように判断した。町人地は〇〇町のように町名と町で表示される。武家地には〇〇邸のように大名や武士などの人の名と邸で表示される。道路、橋などはその他とした。

表-2に示した、当時の町人人口が50万人、面積は町人地8.9㎡と小さいが火災件数は多い。

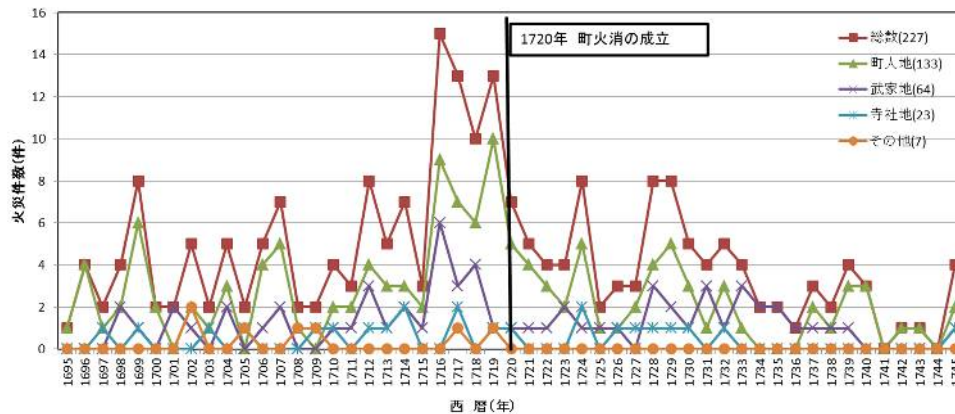


図-2 町火消成立前後の火災件数の年推移

## 5.2. 住区別出火件数割合

住区別火災件数割合を図-3に示す。町人地の出火件数割合は町火消成立前の60.3%から成立後55.4%へやや減少している。武家地では24.8%から33.7%へ増加している。

火災総数は成立前141件から86件になり、約4割減少した。

町人地の火災件数は成立前85件、成立後48件で、成立前より44.0%減少した。武家地の件数は成立前35件から成立後29件となり17.0%の減少だった。

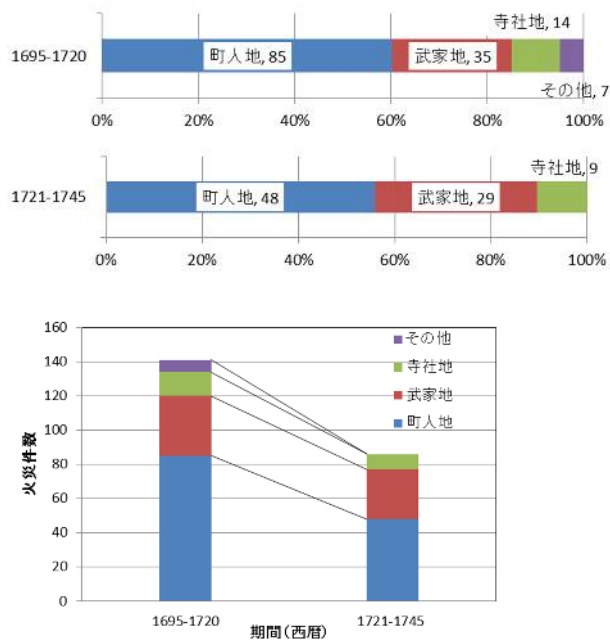


図-3 住区別火災件数の割合

### 5.3. 火災発生月

図-4に月別火災発生度数分布（対象期間内における火災であり、全火災データ 229 件を対象）を示す。発生月は町火消成立前では2月が34件（24%）と最も多い。その前後の1月から3月の3か月間で78件（56%）、春・冬期12月-5月の6か月間で117件（84%）となる。

町火消成立後は3月が33件（37%）と最も多く、その前後の2月から4月の3か月間で59件（66%）、冬・春期12月から5月の6か月で80件（89%）となる。成立前・後共に12月-2月（冬期）、3月-5月（春期）に多くなる傾向が見られる。

冬期は暖房に火気を使うことが多くなることが考えられる。春期、特に3月は強風日数が多い。微風時であれば消火できた火災が拡大し記録されたことが考えられる<sup>4)</sup>。

長谷見雄二氏の「火事場のサイエンス」で以下のように強風日数と大火の関係を示している。

最近の東京の強風日数と比較すると、強風日数と大火の発生頻度の相関関係は明瞭で群発型の大火の大半もこの強風期に発生している。大火の季節的特性である。

太陽暦の3月にピークを示す季節的強風の風向きは、ほとんど北から北西、陰暦正月から2月にかけての大火の延焼経路も北から南に抜けるものだった。江戸は強風日数が京都などより多いから、自然条件自体、防災上不利だった。

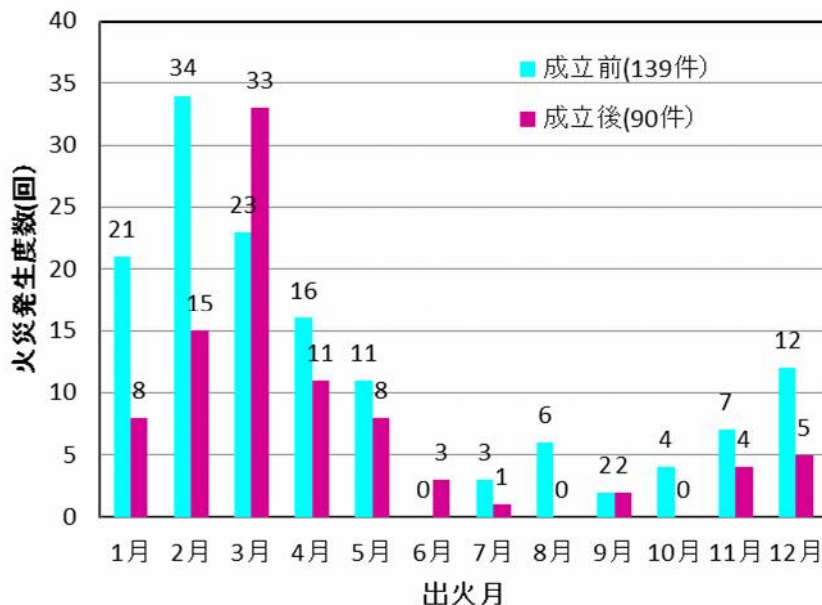


図-4 月別火災発生度数

#### 5.4. 火災発生時刻

江戸時代の時刻は不定時法だった。夜明けから日暮れまでをそれぞれ6等分し、一刻または一時（いっとき）と称した。また時刻を十二支に当てはめた言い方もあり夜九つを子刻、明六つを卯の刻などといった<sup>18)</sup>。

時刻別火災発生度数分布を図-5に示す。出火が多い時刻は、巳刻～申刻（9～17時）の昼の時間帯と戌刻～丑刻（19～3時）夜間に多い。この傾向は町火消成立前後で同じである。

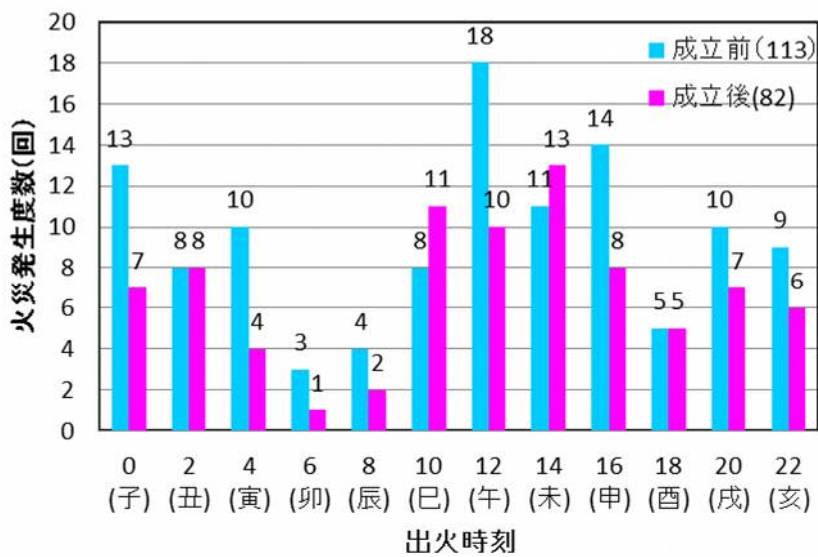


図-5 時刻別火災発生度数

## 第6章 まとめ

本研究で町火消成立期における火災被害について以下の結果が得られた。

- ・町火消成立後は、総出火件数が減少した。
- ・成立後町人地の出火割合はやや減少し武家地では上昇している。
- ・出火月は、成立前は2月、成立後は3月が最も多い。
- ・出火時刻は、昼に多くの火災が発生する傾向は変わらない。

町火消成立前と成立後では火災件数の割合は変わらないものが多い。火災件数は全て減少している。町火消の火消衆はその町の住民である。火消が彼らの家族・親類、近所の者と身近な人々が行うことで、火消に対して親近感が持てるだろうし、又日頃の会話など日常生活においても火事が話題となり、防火、予防の心が芽生えていったと考える。成立は以上のことから幕府が火災対策の一つとして、町人を消火活動に積極的に利用する方針として打ち出した、町火消の制は成功したと言える。

## 参考文献

- 1) 山川健次郎、東京府火災録、東京大学、1881年
- 2) 吉原健一郎、江戸災害年表（江戸町人の研究第5巻）、吉川弘文館、1978年
- 3) 西田幸夫、江戸東京の火災被害に関する研究、博士論文、2004年
- 4) 西田幸夫、「考証 江戸の火災は被害が少なかったのか」住宅新報社、2006年
- 5) 東京市、東京市史稿変災篇第4・5（火災篇）、東京市、1917年
- 6) 池上彰彦、江戸火消制度の成立と展開（江戸町人の研究第5巻）、吉川弘文館、1978年
- 7) 山本純美、江戸の火事と火消、河出書房新社、1993年
- 8) 鈴木淳、町火消たちの近代、吉川弘文館、1999年
- 9) 黒木喬、江戸の火事、同成社、1999年
- 10) 西山松之助、江戸町人の研究 第五巻、吉川弘文館、1978年
- 11) 日本消防協会、消防団120年史、近代消防社、2013年
- 12) 山本純美、江戸・東京の地震と火事、河出書房新社、1995年
- 13) 内藤昌、江戸と江戸城、鹿島出版会、1966年
- 14) 竹内誠、江戸時代[後期]、フレーベル館、2000年
- 15) 大石学、吉宗と享保の改革、東京堂出版、1995年
- 16) 長谷見雄二、火事場のサイエンス、井上書院、1988年
- 17) 広辞苑、岩波書店
- 18) 吉原健一郎、江戸東京年表、小学館、2002年

## 謝辞

本研究において、辻本誠教授及び西田幸夫先生に大変お世話になりました。辻本先生には火災に関する知識を教えていただきました。西田先生には研究内容を丁寧にご指導いただきました。いつも気にかけてくださり、その都度アドバイスを頂きましたので、より研究が進みやすくなりました。深く感謝いたします。最後に、研究をまとめる上でアドバイスや協力をして頂いた辻本研究室の皆様に、深くお礼申し上げます。